

総合評価落札方式における技術評価基準

令和6年度版

○入札の評価に関する基準

技術資料等の内容に応じて、次の評価項目及び評価基準に基づき得点を与える。(以下、必要に応じて追加: なお、工場製作と現場施工で異なる監理技術者等を配置する場合は、②の項目については、現場施工に係る配置予定技術者について評価を行う。)

評価分類	評価項目	評価基準	特別簡易型			
			実績型		育成型	
			配点	得点	配点	得点
① 企業の施工実績	平成21年度以降に発注された同種工事の施工実績の有無 ^{※1}	(発注規模)以上の(指定する工事(工種))の元請け実績あり	2.0	/2.0	/	
		(発注規模の●/●)以上の(指定する工事(工種))の元請け実績あり	1.0			
		(発注規模の●/●)未満の(指定する工事(工種))の元請け実績あり	0.5			
		上記のいずれにも該当しない。	0.0			
	瀬戸内市が発注した●●工事のうち、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に完成させた工事がある場合、それらの工事についての瀬戸内市建設工事成績評定及び通知要領による評定点の平均点 ^{※2}	78点以上	3.0	/3.0	3.0	/3.0
		76点以上 78点未満	2.5		2.5	
		74点以上 76点未満	2.0		2.0	
		72点以上 74点未満	1.5		1.5	
		72点未満又は実績なし	0.0		0.0	
	小計			/5.0		/3.0
② 配置技術者の能力	平成21年度以降に発注された同種工事を監理技術者、主任技術者として施工した実績の有無 ^{※1※3}	(発注規模)以上の(指定する工事(工種))を施工した実績あり	2.0	/2.0	/	
		(発注規模の●/●)以上の(指定する工事(工種))を施工した実績あり	1.0			
		(発注規模の●/●)未満の(指定する工事(工種))を施工した実績あり	0.5			
		上記のいずれにも該当しない。	0.0			
	瀬戸内市が発注した●●工事のうち、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に監理技術者又は主任技術者として完成させた工事がある場合、それらの工事についての瀬戸内市建設工事成績評定及び通知要領による評定点の平均点 ^{※2※3}	78点以上	3.0	/3.0	3.0	/3.0
		76以上 78点未満	2.5		2.5	
		74点以上 76点未満	2.0		2.0	
		72点以上 74点未満	1.5		1.5	
		72点未満又は実績なし	0.0		0.0	
	主任技術者又は監理技術者の保有する資格 ^{※4}	(建設業の種類ごとに国土交通大臣が定めた一級国家資格)の資格取得後5年以上	1.0	/1.0	1.0	/1.0
(建設業の種類ごとに国土交通大臣が定めた一級国家資格)の資格取得後5年未満2年以上		0.5	0.5			
上記のいずれにも該当しない。		0.0	0.0			
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間(過去1年間)に一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が運営する継続学習制度(CPDS)における学習の実績 ^{※5}	取得した単位数(ユニット数)が10ユニット以上	1.0	/1.0	1.0	/1.0	
	上記のいずれにも該当しない。	0.0		0.0		
小計			/7.0		/5.0	
③ 企業の体制	ISO9001又はISO14001の認定取得の有無 ^{※6}	ISO9001及びISO14001の両方を取得	1.0	/1.0	1.0	/1.0
		ISO9001又はISO14001のいずれかを取得	0.5		0.5	
		なし	0.0		0.0	
	建設機械の保有の状況 ^{※7}	4台以上保有し、又は長期リース契約を締結している	2.0	/2.0	2.0	/2.0
		2台以上保有し、又は長期リース契約を締結している	1.0		1.0	
		上記のいずれにも該当しない。	0.0		0.0	
	開札日時点で、瀬戸内市発注の総合評価方式による工事のうち、完成・引渡し完了していない工事件数 ^{※8}	0件	2.0	/2.0	2.0	/2.0
1件		1.0	1.0			
2件以上		0.0	0.0			
小計			/5.0		/5.0	
④ 地域貢献	「瀬戸内市災害時における応急対策業務」に関する協定の締結の有無 ^{※9}	締結している	1.0	/1.0	1.0	/1.0
		締結していない	0.0		0.0	
	瀬戸内市消防団への協力の有無 ^{※10}	瀬戸内市の消防団協力事業所表示証の交付を受けている、かつ瀬戸内市消防団に1名以上在籍している	2.0	/2.0	2.0	/2.0
		瀬戸内市の消防団協力事業所表示証の交付を受けている、または瀬戸内市消防団に1名以上在籍している	1.0		1.0	
		上記のいずれにも該当しない。	0.0		0.0	
	過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無 ^{※11}	あり	1.0	/1.0	1.0	/1.0
		なし	0.0		0.0	
	若手技術者又は若手従業員の雇用の有無 ^{※12}	35歳未満の技術者又は30歳未満の従業員を2人以上雇用	1.0	/1.0	1.0	/1.0
		35歳未満の技術者又は30歳未満の従業員を1人雇用	0.5		0.5	
		なし	0.0		0.0	
障害者の雇用の有無 ^{※13} (個人事業主及び役員が障害者である場合を除く。)	身体障害者、知的障害者又は精神障害者を1年以上継続して雇用	0.5	/0.5	0.5	/0.5	
	上記に該当しない。	0.0		0.0		
瀬戸内市ゼロカーボン推進パートナーの認定の有無 ^{※14}	あり	0.5	/0.5	0.5	/0.5	
	なし	0.0		0.0		
小計			/6.0		/6.0	
合計 (a)				/23.0		/19.0
標準点(100点(低入札調査基準価格を下回る入札の場合、実績型75点・育成型80点)) (b)						
換算値 (c)			25.0		20.0	
加算点(価格以外の評定点の合計を換算値に応じて算出)			(d) = (a) × (c) ÷ 23		(d) = (a) × (c) ÷ 19	
技術評価点(標準点+加算点) (e) = (b) + (d)						
入札価格(単位: 億円(税抜き)) (f)						
評価値(技術評価点/入札価格(単位: 億円)) (e) ÷ (f)						

- ※1 ・公告日の前日までに完成した同種工事の施工実績を評価対象とする。
・「発注規模」「指定する工事(工種)」および評価基準の割合は発注工事の内容を踏まえ、個別に設定する。
・共同企業体構成員としての施工実績は、出資割合20%以上の工事に限る。
- ※2 ・公告日の前年度から過去5年間の工事成績評定点の平均点を評価対象とする。(公告日が属する年度の工事成績評定点は評価対象としない)
・平均点は少数点第3位を四捨五入し算出する。
・工事成績評定点の対象業種は入札参加資格業種に限る。
・共同企業体工事構成員としての工事成績評定点は評価対象に含む。
- ※3 ・特例監理技術者として従事したものを含む。
・監理技術者補佐、現場代理人として従事したものは含まない。
- ※4 ・評価対象の保有資格は工事種別に応じて設定する。
・資格取得後の年数として認める期間は、取得年月日から公告日の前日までとする。
- ※5 ・公告日の前年度から過去1年間の単位数(ユニット数)を評価対象とする。
- ※6 ・開札日時時点で有効である場合に評価する。
- ※7 ・公告日前日時点で所有または長期リース契約を締結している場合に評価する。
・長期リースとは1年7か月以上のリース期間があるものとする。
・評価対象となる建設機械は、表1に記載のものに限る。

表1：評価対象の建設機械

建設機械の種類	条件	種別又は規格	提出が必要な検査記録表等
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ	バケット容量(山積)が0.1立方メートル以上	特定自主検査記録表(検査年月日が入札公告日前日を含み過去1年以内のものに限る。 (中古車の場合は、前所有者が実施した検査記録表)
ブルドーザー		自重が3t以上	
トラクターショベル		バケット容量(山積)が0.4立方メートル以上	
モーターグレーダー		自重が5t以上	
移動式クレーン		吊り上げ荷重3t以上	
大型ダンプ車	事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの(注1)	車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上	自動車検査証(有効期間の満了する日が入札公告日の前日以降であること)

(注1)
・「家用」の場合、届け出の事業の種類が「建」となっているもの
・「営業」の場合、表示番号のあとに、「(建)」(手書き)+運輸支局等印又は「(建)」(印字)の記載があるもの

- ※8 ・JV工事は除く。
- ※9 ・開札日時時点で有効である場合に評価する。
・社団法人等の団体として締結している防災協定については、開札日時時点で当該団体に加入している場合に評価する。
- ※10 ・開札日時時点で消防団協力事業所表示証の交付を受けている場合、公告日以前に3月以上の雇用関係がある正社員(個人事業主、役員を含む)が瀬戸内市消防団に在籍している場合に評価する。
- ※11 ・公告日前日から起算して過去3年間に正社員として技術者または従業員(個人事業主及び役員を除く)を新規雇用(瀬戸内市外に住所を有する者を雇用した後、その者が市内に住所を移した場合も含む。)し、公告日以前に3月以上の雇用関係がある場合に評価する。
・自社で解雇した者の再雇用は評価対象としない。
- ※12 ・若手技術者とは、下記(i)~(iii)のいずれも満たすものをいう。
 - (i)公告日前日時点で下記のいずれかの資格を取得していること。
 - ・建設機械施工管理技士(種別は問わない。)1級若しくは2級、土木施工管理技士1級若しくは2級(種別は問わない。)、建築施工管理技士1級若しくは2級(種別は問わない。)、電気工事施工管理技士1級若しくは2級、管工事施工管理技士1級若しくは2級、技術士(登録を受けた技術部門を問わない。)、1級建築士、2級建築士、木造建築士又は造園施工管理技士1級若しくは2級
 - (ii)公告日前日時点で満年齢35歳未満であること
 - (iii)公告日以前に3月以上の雇用関係があること。
- ・若手従業員とは、下記(i)及び(ii)のいずれも満たす者をいう。
 - (i)公告日前日時点で満年齢30歳未満であること。
 - (ii)公告日以前に3月以上の雇用関係があること。
- ※13 ・公告日の前日から起算して1年以上前から障害者であり、公告日の前日までに1年以上継続して雇用している場合に評価する。
・当該障害者が入札の公告日の前日から起算して1年の間に個人事業主又は役員であった場合は、評価を行わない。
- ※14 ・開札日時時点で有効である場合に評価する。